

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
<b>第3次佐賀市事業継続支援金</b> 市	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の中小事業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給。  支給額（一律）：法人 <b>10万円</b> 、個人 <b>8万円</b>	【対象事業者】 ・佐賀市内で事業を営む中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する中小企業者であること。 ・令和3年7月から令和3年10月までのいずれか1か月の売上が、 <b>前年又は前々年同期比で20%以上減少していること</b> 。など  【申請期間（予定）】 令和3年10月15日から令和3年12月24日まで ※申請に関する詳細は、ホームページを参照ください。 <a href="https://www.city.saga.lg.jp/main/73686.html">https://www.city.saga.lg.jp/main/73686.html</a>	佐賀市事業継続支援金事務局 0952-40-7127 （平日9:00～17:00）
<b>“佐賀支え愛”感染対策認証店</b> 県	新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する認証基準を満たした飲食店を「“佐賀支え愛”感染対策認証店」として認証する。認証されると、ステッカー及び支援金を交付する。 （佐賀県が実施する他のコロナ対策関係補助金を受給していても受け取り可能）  支給額：1店舗あたり <b>15万円</b>	【対象施設】 佐賀県内で食品衛生法上の飲食店の営業許可を受け、飲食の提供を行っている飲食店、喫茶店、遊興施設（宅配、テイクアウトのみを行っている店舗等は対象外） ※申請の際は各種要件があります。  【申請期間等】 令和3年6月16日から令和3年12月28日まで	“佐賀支え愛”感染対策認証事務局 0952-27-8787
<b>飲食店の営業時間短縮への協力金【終了】</b> 県	・営業時間短縮要請に応じた飲食店に対して協力金を支給 協力金（中小企業・個人事業者）： (1)店舗、1日あたり ①2.5万円（1日あたりの売上高83,333円以下） ②1日あたり売上高の3割（1日あたりの売上高①～③の間） ③7.5万円（1日あたりの売上高25万円以上） (全期間時短要請に応じた店舗へ)  ※大企業の場合は、算出方法が異なりますので、時短要請協力金相談センターにお問い合わせください。	営業時間短縮要請 【対象事業者】 佐賀県内で食品衛生法上の飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、飲食の提供を行っている店舗（飲食店、喫茶店、遊興施設<キャバレー、スナック、バー等>）のうち、従来から夜21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗（宅配、テイクアウトのみの店舗等は対象外）  【要請期間】 第5期：令和3年8月20日～令和3年8月31日 第6期：令和3年9月1日～令和3年9月12日  【要請内容】営業時間を5時から20時までの間とすること ※協力金の申請の受付期間 第5期：令和3年9月1日～令和3年10月15日 【受付終了】 第6期：令和3年9月13日～令和3年10月15日 【受付終了】	【協力金について】 時短要請協力金相談センター 0952-25-7462  【時短要請の考え方について】 佐賀県産業政策課政策チーム 0952-25-7541
<b>第2次佐賀型中小事業者応援金【終了】</b> 県	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業に対して応援金を交付。  交付額：1事業者あたり法人 <b>20万円</b> 、個人事業主 <b>15万円</b>	【対象事業者】 佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者及び県内在住の個人事業主ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外 ①「佐賀県時短要請協力金」を受けた事業者 ②農林漁業者 ③医療、福祉サービス業者 ④性風俗関連特殊営業を行う事業者 ※申請の際は各種要件があります。  【申請期間等】 郵送、オンライン受付とも：令和3年6月1日から令和3年7月30日まで 【受付終了】 ※第1次分の佐賀型中小事業者応援金も締め切られています。	佐賀型応援金相談センター 0952-25-7099
<b>第2次佐賀市事業継続支援金【終了】</b> 市	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の中小事業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給。  支給額（一律）：法人 <b>10万円</b> 、個人 <b>8万円</b>	【対象事業者】 ・佐賀市内で事業を営む中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する中小企業者であること。 ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。など  【申請期間等】 令和3年3月22日から令和3年6月30日まで ※必着 【受付終了】	佐賀市事業継続支援金事務局 0952-40-7127

支援金・補助金

支援策	主 な 概 要	対 象、条 件	相 談 窓 口、連 絡 先
第3次佐賀型中小事業者応援金【終了】	県 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業に対して応援金を交付。 交付額：1事業者あたり法人20万円、個人事業主15万円	【対象事業者】 佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者及び県内在住の個人事業主 ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外 ①第5期以降の「佐賀県時短要請協力金」を受ける（受けた）事業者 ②農林漁業者 ③医療、福祉サービス業者 ④性風俗関連特殊営業を行う事業者 など ※申請の際は各種要件があります。 【申請期間等】 郵送、オンライン受付とも： 令和3年9月29日から令和3年11月30日まで 【受付終了】	佐賀県応援金相談センター 0952-25-7099
佐賀市テレワーク導入支援事業補助金【終了】	市 市内に本店を置く中小企業等が行う、テレワーク制度の導入・拡大の取組に補助金を交付。 交付額：上限50万円／補助率：1/2	【対象事業者】 佐賀市内に本店を置く中小企業・小規模企業 【申請期間等】 随時受付 【受付終了】	佐賀市生産性向上推進支援室 (iスクエアビル5階) 0952-37-1319 または 佐賀市工業振興課 0952-40-7101
佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金【終了】	市 市内に本店を置く中小企業等が行う、デジタル技術を活用した生産性向上のための業務効率化や販売促進等の事業に補助金を交付。 交付額：上限400万円／補助率：3/4 ※伝統的地場産品の産地事業者が取り組む場合は、補助率：4/5	【対象事業者】 佐賀市内に本店を置く中小企業・小規模企業 【申請期間等】 1次募集：令和3年6月14日 【受付終了】 2次募集：令和3年10月8日 【受付終了】	佐賀市生産性向上推進支援室 (iスクエアビル5階) 0952-37-1319 または 佐賀市工業振興課 0952-40-7101
佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金【終了】	県 人々の生活様式や消費行動、企業活動など社会経済が大きく変化する中、こうした変化に対応するための新たなチャレンジを支援。 補助額：下限50万円～上限200万円以内 補助率：補助対象経費の2/3以内	【対象事業者】 次の①②のいずれも満たす事業者 ①佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者（個人事業者含む。） ②2020年12月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月1日～2020年3月31日）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 【受付期間等】 第1回公募：令和3年7月21日～令和3年8月17日 第2回公募：令和3年8月23日～令和3年9月17日 【公募終了】	佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金支援センター（事業実施者：佐賀県中小企業団体中央会） 0952-25-2258 （平日9時～16時30分まで）
小規模事業者持続化補助金	国 ≪一般型≫ 経営計画を策定し、販路開拓等の取り組みを支援 ・補助額：上限50万円／補助率：2/3 ≪低感染リスク型ビジネス枠≫ ビジネスモデルの転換や感染防止対策費を支援 ・補助額：上限100万円／補助率：3/4 ※感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4（25万円）まで（緊急事態宣言の影響によりR3.1～3月売上△30%で上限を最大1/2（50万円）に引き上げ）	【対象事業者】 ≪一般型・低感染リスク型ビジネス枠共通≫ 常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主 【申請期間等】 ≪一般型≫ 第7次締切：令和4年2月4日 ≪低感染リスク型ビジネス枠共通≫ 第5回締切：令和4年1月12日	≪一般型≫ 商工会地域：03-6670-2540 商工会議所地域：03-6747-4602 ≪低感染リスク型ビジネス枠≫ 03-6731-9325
I T導入補助金	国 ≪通常枠≫ I Tツールを導入する経費の一部を補助 ・補助額：A類型 30万～150万円未満／補助率 1/2 B類型 150万～450万円／補助率 1/2 ≪低感染リスク型ビジネス枠≫ ビジネスモデルの転換や感染防止対策費を支援 ・補助額：C類型 30万～450万円未満／補助率 2/3 D類型 30万～150万円／補助率 2/3 ※類型は、事業のホームページでご確認ください。	【対象事業者】 ≪一般型・低感染リスク型ビジネス枠共通≫ 中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象） 【申請期間等】 ≪一般型・低感染リスク型ビジネス枠共通≫ 第5次（最終）締切：令和3年12月22日	サービス等生産性向上I T導入支援事業コールセンター ≪I P電話用≫042-303-9749 ≪ナビダイヤル≫0570-666-424

支援金・補助金

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
<p>高機能換気設備等の導入支援【終了】</p>	<p>飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等を対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの高効率機器の導入を支援。 補助額：最大1,000万円</p>	<p>【対象事業】 全熱交換型の換気設備の導入及び高効率な空調設備等の改修により、対象室内の必要換気量を満たすとともに、導入前に比して、導入後CO2排出量を3%以上削減できる設備</p> <p>【公募実施期間等】 令和3年6月8日～令和3年7月22日 【受付終了】</p>	<p>一般社団法人静岡県環境資源協会 054-903-8318 center@siz-kankyuu.or.jp ※極力電子メールでのお問合せをお願いします。</p>
<p>事業再構築補助金</p>	<p>＜中小企業＞ ・通常枠 補助額：100万円～6,000万円／補助率：2/3 ・卒業枠 補助額：6,000万円超～1億円／補助率：2/3</p> <p>＜中堅企業＞ ・通常枠 補助額：100万円～8,000万円／補助率：1/2（補助金額4,000万円以上は、補助率1/3） ・グローバルV字回復枠 補助額：8,000万円超～1億円／補助率：1/2</p> <p>◎緊急事態宣言特別枠 補助額：100万円～1,500万円（従業員数に応じて） 補助率：中小企業3/4、中堅企業2/3</p> <p>※「卒業枠」は組織改編等を行い、中堅・大企業等へ成長する事業者向け、「グローバルV字回復枠」は大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠</p>	<p>【対象要件】 以下の1～3の要件をすべて満たす中小企業等 1. 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。 3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。</p> <p>◎緊急事態宣言特別枠は、1～3の要件を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等で影響を受けたことにより、令和3年1～5月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること</p> <p>【公募実施期間等】 第5回公募を令和4年1月中旬に開始予定</p>	<p>事業再構築補助金制度に関するコールセンター ≪IP電話用≫03-4216-4080 ≪ナビダイヤル≫0570-012-088</p>
<p>既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業補助金【終了】</p>	<p>観光拠点を再生し、地域全体で魅力と収益力を高める事業を支援。 ＜事業者連携型＞ ・補助額：上限1億円／補助率：1/2～10/10</p> <p>＜交通連携型＞ ・補助額：上限5,000万円／補助率：1/2～10/10</p>	<p>＜事業者連携型＞ 【対象事業者】 5社以上の事業者で構成された事業者グループ（宿泊事業者または旅行業者のいずれかの参加が必須） 【公募実施期間】 令和3年6月18日まで 【受付終了】</p> <p>＜交通連携型＞ 【対象事業者】 計画の申請代表者が交通事業者であり、構成員に観光分野の事業者またはその他観光関連団体を、それぞれ1者以上含むこと 【公募実施期間等】 令和3年6月18日～令和3年9月3日 【受付終了】</p>	<p>既存観光拠点の再生事務局 コールセンター 03-6633-3835</p>
<p>高収益作物次期作支援交付金</p>	<p>令和3年1月から3月に発令された新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む高収益作物農家を支援。</p> <p>支援単価： ・基本単価：5万円/10a（中山間地域は5.5万円/10a） ・施設栽培の花き等：80万円/10a ・施設栽培の果樹：25万円/10a ※ただし、交付上限額は、各生産者の減収額の8割まで。</p>	<p>【対象事業者】 令和3年1月から3月の間に、支援対象品目の出荷実績があるまたは廃棄等により出荷できなかった農業者</p> <p>【支援対象品目】 メロン、つまもの類（わさび、穂じそ等）、香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず等）、切り花、丸トマト（ミニトマト、ミディトマトは除く。）</p>	<p>佐賀市農業振興課 0952-40-7117</p>
<p>佐賀県園芸生産次期作支援緊急対策事業【終了】</p>	<p>令和3年1月から3月に新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店・イベント等の営業自粛・規模縮小等の影響を受け、売上が減少した園芸農家の次期作の生産に向けた取組に対する補助。</p> <p>【支援単価】 ・基本単価：5万円/10a（中山間地域は5.5万円/10a） ※ただし、交付上限額は、各生産者の減収額の8割まで。</p>	<p>【対象事業者】 令和3年1月から3月の間に、支援対象品目の出荷実績等がある農業者</p> <p>●支援対象品目 ・市場販売金額の減少：チンゲンサイ、水菜 ・直接販売金額の減少：パクチー、空心菜、有機野菜 等</p> <p>【申請期間等】 令和3年8月31日 17時（必着） 【受付終了】</p>	<p>佐賀市農業振興課 0952-40-7117</p>

支援金・補助金

資金繰り

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
セーフティネット保証4号 【民間系融資への信用保証】	国 保証割合：100% 保証枠：別枠2.8億円（5号と共有）	最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれる	佐賀市商業振興課 0952-40-7102
セーフティネット保証5号 【民間系融資への信用保証】	国 保証割合：80% 保証枠：別枠2.8億円（4号と共有）	最近3ヵ月の売上高等が前年同月比5%以上減少（コロナに関しては見込みを含めた計算が可能）	佐賀市商業振興課 0952-40-7102
危機関連保証 【民間系融資への信用保証】	国 保証割合：100% 保証枠：別枠2.8億円（4号、5号の別枠）	最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比15%以上減少し、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少が見込まれる	佐賀市商業振興課 0952-40-7102
セーフティネット貸付の要件緩和	国 融資額：中小事業7.2億円、国民事業 4,800万円 利率：中小事業 1.11%、国民事業 1.91% 貸付期間：設備 15年、運転 8年（据置 3年以内）	売上高が5%以上減少という数的要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者まで融資対象に拡大	日本政策金融公庫佐賀支店 （国民）0952-22-3341 （中小）0952-24-7224
①新型コロナウイルス感染症特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	国 融資額：中小事業6億円、国民事業 8,000万円 利率：当初3年間基準金利▲0.9% 貸付期間：設備 20年、運転 15年（据置 5年）	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5%以上減少 申込期限：令和4年3月31日【延長】	日本政策金融公庫佐賀支店 （国民）0952-22-3341 （中小）0952-24-7224
②危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	国 融資額：6億円 利率：当初3年間基準金利▲0.9% 貸付期間：設備 20年、運転 15年（据置 5年）	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5%以上減少 申込期限：令和4年3月31日【延長】	商工中金佐賀支店 0952-23-8121
③新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	国 融資額：別枠1,000万円 利率：当初3年間基準金利▲0.9% 貸付期間：設備 10年（据置4年）、運転 7年（据置3年）	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5%以上減少（商工会議所、商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に限る） 申込期限：令和4年3月31日【延長】	佐賀市南商工会 0952-47-2590 佐賀市北商工会 0952-62-0174
特別利子補給制度 【①～③の政府系無利子無担保融資】	国 利子補給：当初3年間 補給対象上限：①、③…中小企業2億円、国民事業4,000万円 ②…2億円	・個人事業主：要件なし ・小規模事業者（法人）：売上高15%以上減少 ・中小企業者（上記を除く事業者）：売上高 20%以上減少	中小企業金融相談窓口 0570-783183
【農林漁業】 農林漁業セーフティ ネット資金	国 融資額：一般 1,200万円 / 特認 12/12以内 利率：0.16% （ただし貸付当初5年間は実質無利子・無担保） 貸付期間：15年以内（据置3年以内）	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障をきたしている、またはきたすおそれのある主業農林漁業者等。 *業種などにより、融資の詳細が異なりますので、 まずは、相談をしてください 申込期限：令和4年3月31日【延長】	日本政策金融公庫 佐賀支店農林水産事業 0952-27-4120
【農業】 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（アグリマイ ティー資金）	JA 融資額：100万円から新型コロナウイルス感染症の影響による減収分の範囲 貸付利率：無利子 貸付期間：短期1年以内、長期5年以内	新型コロナウイルス感染症により直接または間接的に農業経営へ影響を受けたJA組合員	佐賀県信用農業協同組合連合会 融資部農業融資センター 0952-25-5171

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
雇用調整助成金 （休業手当の助成）	国 助成額上限：労働者1人1日あたり ＜令和3年4月まで＞ 15,000円 ＜令和3年5月以降＞ 13,500円（特例該当の場合：15,000円） 助成率（解雇等行わない場合）： ＜令和3年4月まで＞ 中小企業 10/10、大企業 3/4～10/10 ＜令和3年5月以降＞ 中小企業 9/10～10/10、大企業 3/4～10/10 ※助成額、助成率は、令和2年4月1日～令和3年12月31日分の特例です ※令和2年3月31日以前の助成額上限は、労働者1人1日あたり8,330円で、助成率も異なります。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済活動の縮小を余儀なくされ、労働者に休業手当の支払い、教育訓練等を行った ※継続雇用期間6ヵ月未満や雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	ハローワーク佐賀 0952-41-9303
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（労働者への支援金）	国 給付額：休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の都合で休んだ日数） 1日当たり支給額上限： ＜令和2年4月1日～令和3年4月30日まで＞ 11,000円 ＜令和3年5月1日～令和3年12月31日まで＞ 9,900円（一部施設は、11,000円）	令和2年4月1日以降に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者  申請期限：【令和2年10月～令和3年9月休業分】令和3年12月31日 【令和3年10～11月休業分】令和4年2月28日 【令和3年12月休業分】令和4年3月31日 ※令和2年4月～9月休業分でも申請できるケースがあるため、該当の場合はホームページにて詳細をご確認ください	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
【再開】 小学校休業等対応助成金 【労働者を雇用する事業者】	国 助成額上限（労働者1人1日あたり） ・令和2年2月27日～令和2年3月31日 8,330円 ・令和2年4月1日～令和3年3月31日 15,000円 ・令和3年8月1日～令和3年12月31日 13,500円 （期間中、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象となった都道府県の事業所のある企業は、15,000円） 助成率：100% ※令和4年3月末まで延長予定（令和3年11月30日現在）	新型コロナウイルスの影響により小学校等が臨時休校した場合や新型コロナウイルスに感染（感染のおそれ）し、小学校等を休む必要が生じた場合に、子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた場合  申請期限：令和3年3月31日まで（令和2年10月1日～令和3年12月31日までの期間分） 令和3年6月30日まで（令和3年1月1日～令和3年3月31日までの期間分） 令和3年12月27日まで（令和3年8月1日～令和3年10月31日までの期間分） 令和4年2月28日まで（令和3年11月1日～令和3年12月31日までの期間分）	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
【再開】 小学校休業等対応支援金 【フリーランス】	国 支給額（就業できなかった日1日あたり定額） ・令和2年2月27日～令和2年3月31日 4,100円 ・令和2年4月1日～令和3年3月31日 7,500円 ・令和3年8月1日～令和3年12月31日 6,750円 （期間中、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象となった都道府県の者は、7,500円） ※令和4年3月末まで延長予定（令和3年11月30日現在）	新型コロナウイルスの影響により小学校等が臨時休校した場合や新型コロナウイルスに感染（感染のおそれ）し、小学校等を休む必要がある場合等に、子の世話をを行う必要が生じ、契約した仕事ができなくなった場合  申請期限：令和3年3月31日まで（令和2年10月1日～令和3年12月31日までの期間分） 令和3年6月30日まで（令和3年1月1日～令和3年3月31日までの期間分） 令和3年12月27日まで（令和3年8月1日～令和3年10月31日までの期間分） 令和4年2月28日まで（令和3年11月1日～令和3年12月31日までの期間分）	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
トライアル雇用助成金 （新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）	国 新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3カ月間試用雇用するもの。  支給額（月額） ・トライアルコース 最大4万円（最長3カ月） ・短時間トライアルコース 最大2.5万円（最長3カ月）	【対象となる労働者】 次のすべての要件を満たし、紹介日に本人がトライアル雇用雇用を希望した場合 ・令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した（シフト減を含む） ・紹介日時点で、離職している期間が3カ月を超えている ・紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	ハローワーク佐賀 事業所企画部門 0952-41-9303
【支払い猶予】 水道・下水道・市営浄化槽	市 水道料金、下水道使用料、市営浄化槽使用料の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いが困難となった場合	佐賀市上下水道局 0952-33-1313 ※川副町、東与賀町にお住まいの方は、佐賀東部水道企業団 0952-30-6212

雇用・労働

猶予・減免

支援策	主 な 概 要	対象、条件	相談窓口、連絡先
猶予・減免	<b>法人に対する税の申告期限延長</b> 国・県・市 新型コロナウイルスの影響により期限内の申告が困難な場合、国税（法人税・消費税等）・県税（法人県民税・法人事業税）・市税（法人市民税）の申告・納付期限を延長（事前申請不要）	申告が可能になり次第、申告・納付と併せて延長申請手続きが必要	国税：佐賀税務署 0952-32-7511 県税：佐賀県税事務所課税課 0952-30-3168 市税：佐賀市市民税課 0952-40-7063
	<b>電気・ガス、NHK、固定・携帯電話</b> 国 各事業者に支払いの猶予など、迅速かつ柔軟に対応するよう要請が出されています	—	各事業者にお尋ねください。
その他	<b>テイクアウト用紙袋の無料配布【終了】</b> 市 食品のテイクアウトを実施する飲食店や、弁当、惣菜、菓子などの小売販売業者に対してテイクアウト用の紙袋を配布 【サイズ(cm)】小：26×26×16／中：29×30×20 【中サイズ配布終了】 ※各サイズ上限400枚（最大800枚）	食品営業許可（飲食店営業、菓子製造業など）を取得し、食品のテイクアウトや小売販売を実施する事業者 ・申込期間：6月1日～8月31日 【受付終了】 ・配布機関：6月1日以降順次 ※先着順のため、在庫がなくなり次第終了	佐賀市循環型社会推進課 0952-30-2430
	<b>欠損金の繰戻し還付（特例）</b> 国 前年度黒字で、今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることが可能	「現行：資本金1億円以下」を「特例：資本金10億円以下」の法人に拡大 適用期間：令和2年2月1日から令和4年1月31日までまでの間に終了する各事業年度	佐賀税務署 0952-32-7511（代表） （→法人税部門へ）
	<b>ECサイトを活用した市産品販売促進（さがぎゃあもんか〜と）</b> 市 インターネット上のウェブサイトを活用して、市産品の販売促進を行う	—	佐賀市観光協会 0952-20-2200
	<b>生産性向上推進支援室</b> 市 DX（ITツール）導入に関する各種相談に対する助言や、企業への訪問によるDX（ITツール）導入のための各種課題解決に向けた助言や支援策を紹介	市内事業者	佐賀市生産性向上推進支援室 0952-37-1319